

【閲覧用】

令和 5 (2023) 年第 12 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 5 (2023) 年 12 月 8 日 (金)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 3 時	閉会	午後 3 時 40 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 62 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	7 件
	議案第 63 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	7 件
	議案第 64 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		許可	82 件
	議案第 65 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		許可	1 件
	報告第 35 号	農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について		済	1 件
	報告第 36 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	9 件
	報告第 37 号	農地転用完了等の報告について		済	-
出席委員	農業委員	17 人	農地利用 最適化推進委員	5 人	
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	8 番	谷口 一峰	10 番	吉原 文明	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	—	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	—	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（5名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	—	17	大久保 敏昭	○
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	○
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	○
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 62 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(14 番農業委員：田中委員)</p> <p>11 月 13 日に現地にて譲受人の [REDACTED] に説明を受けました。この農地は元々 [REDACTED] が耕作しており、譲渡人の方から、後継ぎがないのでぜひ買って欲しくないかと相談され、今回購入することになったと言われてました。また [REDACTED] さんは農業機械もそろっていますし、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 62 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(17 番推進委員：大久保委員)</p> <p>12 月 3 日、申請者より連絡をいただきまして、その日のうちに農業委員さんと現地確認をいたしました。現地は複数年耕作されておりませんでした。今年より作付、収穫されました。申請者は来年の作付も予定されております。審議をよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 62 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]

		耕作者数	
譲渡人			
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(20番推進委員：大隈委員)</p> <p>12月3日13時から現地で譲受人の〇〇〇〇と立会い、説明を受けております。譲渡人の〇〇〇〇は現在東京に在住されており、このさき福岡に帰ることがないので贈与をしたいということで、〇〇〇〇にお話があったそうです。〇〇〇〇は農機具とかそういうのは全てそろっており、水利同意も取れていますので問題はないかと思われます。よろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第62号第4項 農地法第3条の許可申請について

※議案第62号第5項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	交換		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	議案第62号第5項と関連		
地区推進委員報告	<p>(19番推進委員：松尾委員)</p> <p>今回は〇〇〇〇から11月18日に説明を受け、現地も見ました。また、議案が届き、資料をもとに12月5日に再度現地で確認したところす。申請の事由は、分筆後に所有権の移転交換とのことす。申請のとおりであれば、特に問題はないと判断してあります。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第62号第5項 農地法第3条の許可申請について

※議案第62号第4項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	

譲渡人	
備考	交換
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	議案第62号第4項と関連
地区推進委員報告	議案第62号第4項にて記載
質疑・意見	
審議結果	許可

議案第62号第6項 農地法第3条の許可申請について

※議案第62号第7項及び議案第63号第7項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
借主			耕作面積 耕作者数
貸主			
備考	地上権設定 議案第62号第7項及び議案第63号第7項と関連 契約年数10年		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	議案第63号第7項にて記載		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第62号第7項 農地法第3条の許可申請について

※議案第62号第6項及び議案第63号第7項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
借主			耕作面積 耕作者数
貸主			
備考	地上権設定 議案第62号第6項及び議案第63号第7項と関連 契約年数10年		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		

地区推進委員報告	議案第 63 号第 7 項にて記載
質疑・意見	
審議結果	許可

議案第 63 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第二種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	グループホーム 1 棟 526.19 m ²		
備考	売買 令和 5 年 11 月 21 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 50cm 程度の盛土工。		
進入口	南東側市道からの進入。		
土留め	北西側の一部において、既存擁壁へ投げ掛け。 北西側の一部、北東側、南西側において、空洞ブロック積を設置。 南東側において、道路中心線から 3.25m の位置までセットバックを行い、市道へ擦り付け。セットバック部分については、アスファルト舗装を施し、市に帰属。		
被害防除	北西側の一部、北東側、南西側において、高さ 100cm 又は 120cm のメッシュフェンス設置。		
雨水排水	申請地内に溜桝、落蓋側溝、自由勾配側溝を敷設し、VU 管を經由後、南東側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、南東側道路側溝へ放流。		
工事計画期間	令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 11 月 10 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(19 番推進委員：松尾委員) 11 月 24 日金曜日、[REDACTED] の方より現地で説明を受けました。また議案資料をもとに 12 月 6 日水曜日に再度確認をしたところです。転用の目的は、グループホームを建設するとのことです。なお、水利関係につきましては、地元 [REDACTED] 生産組合からの同意を得ておりますので、計画図面通りの施工であれば、何ら問題はないと判断しています。皆様のご審議をよろしくお		

	願いたします。
現地調査報告	(14 番農業委員：田中委員) 12 月 7 日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりませんでした。また地元生産組合の同意もいただいておりますし、何ら問題は無いと思います。皆様のご審議をよろしく願いたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 63 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	車両置場		
備考	売買		
造成	造成は全体を敷き均す程度。進入路部分は既存擁壁を撤去し、最大 100 cm 程度の切土工。		
進入口	隣接宅地の作業場背面部分及び既存擁壁を撤去し、申請地北西側より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地内の既存溜樹にて集水し、道路側溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 4 月 10 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(18 番農業委員：伏原委員) 11 月 17 日にあかね合同土地家屋調査士の新田さんが家に訪れまして、飯塚市 [REDACTED] を 5 条転用したいということで説明を受けました。内容を色々聞いて、何も問題なかったように感じております。地元の同意も得ていますので、図面通り施工されれば何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いたします。		
現地調査報告	(6 番農業委員：新開委員) 昨日現地調査に行きました。進入口につきましては倉庫の壁を壊すとのこと		

	<p>でございましたので、駐車場については何ら問題ないと思います。その後、本庁で検討会を行い、委員からの質問は無く、農区の水利同意もあり、事務局の説明通り施工されれば何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 63 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 以上の連担) (隣接する土地と同一の事業に供するものの 1 種農地の面積割合が 1/3 以内)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	駐車場		
備考	<p>売買 隣接宅地 1,434.15 m²、雑種地 119 m²、里道 87.87 m²を含め、計画面積は 1,743.02 m²となる。</p>		
造成	最大 50cm 程度の切土工。		
進入口	南側市道からの進入。		
土留め	北側において、法面土羽打ち。		
被害防除	<p>場内にオイルマットを設置。 南西側進入路部分において、オイル漏れ防止のため側溝を設置。</p>		
雨水排水	主に自然流下。(申請地外へのオイル漏れ被害防除措置あり)		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農事区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	<p>(資金) 個人からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。</p>		
補足説明	<p>①里道 87.87 m²については、颯田支所経済建設課へ払い下げ申請済。 ②東側進入路部分については、颯田支所経済建設課へ自費施工による歩道切り下げ申請済。</p>		
地区推進委員報告	<p>(19 番農業委員：原田委員) 以前から 3 度ほど現地調査を行っております。譲受人は福岡市東区に住んでおられます [REDACTED] の [REDACTED] という方でございまして、こちらはモンゴルの方でございまして。一方譲渡人は飯塚市鹿毛馬の [REDACTED] にお住まいの [REDACTED]</p>		

	<p>でございます。転用目的は畑 102 m²を駐車場にされるということですので。当然ではありますが、一般道路から 6m 幅で進入口をつくらなくてはなりません。このため、駐車場として使用される土地とともに、そこに隣接するの元々の宅地、雑種地、そして里道が接続されております。この件、里道につきましては、穎田支所経済建設課で払下げ申請済みになっております。それから進上路部分につきましても、自費施工による歩道の切り下げ申請。これも同じく支所経済建設課で既に申請済みとなっています。それから水利関係におきましても、雨水の排水は自然流下、生活排水はありません。このようなことから農事区では同意が得られました。これらの内容から判断しまして、何ら問題はないと考えております。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
現地調査報告	<p>(6 番農業委員：新開委員)</p> <p>昨日、現地調査を行いました。今、原田委員より説明がありましたけど、その点についてはもう解決していると思われまので、良いのかと思います。調査の後は本庁で検討会を行いましたけど、委員からの質問は無く、農事区の同意もございますので、事務局の説明通り施工をされれば何ら問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 63 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	1 種 (10ha 以上の連担) (集落接続)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	資材置場 事務所 1 棟 29.16 m ²		
備考	売買 令和 5 年 11 月 10 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 50cm 程度の盛土工及び切土工。		
進入口	南西側市道からの進入。		
土留め	北側、東側及び西側において、法面土羽打ち。法面保護のため、植生シート設置。 南西側において、道路幅 9m のラインまでセットバックを行い、擦り付け。 進上路部分において、自費施工による張りコンクリート舗装。		
被害防除	北側、東側及び西側において、高さ 100cm の被害防除ネットを設置。		
雨水排水	北西側に溜樹を敷設し、VP 管を経由後、北西側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		

工事計画期間	令和6年1月10日から令和6年8月31日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	①北西側への雨水排水について、農業土木課へ占用許可申請済。 ②南西側進入路部分の張りコンクリートについて、筑穂支所経済建設課へ自費施工申請済。
地区推進委員報告	(20番推進委員：大隈委員) 11月20日に代理人の■■■■の■■■■から現地で説明を受けました。現地と図面を確認して、何ら問題はないと思われました。水利同意等も取れていると聞いておりますので、図面の通りに工事が行われれば問題はないかと思われます。
現地調査報告	(8番農業委員：谷口委員) 12月7日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいていると聞いていますので、ただいま事務局から説明あったように、計画通り施工がなされれば問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
質疑・意見	(11番農業委員：藤田委員) ちょっと事務局にお聞きしたいんですけども、この「飯塚市開発指導要綱による事前審査会の終了」ということ。この審査会の内容というのはどういう内容を審査されておるのでしょうか。内容が分かればちょっと教えていただきたいと思ひます。 (事務局) 備考欄に書いております「飯塚市開発指導要綱による事前審査会」というのは、いわゆる「ミニ開発」と呼ばれるもので、申請者が市役所の関係各課を回り、計画図面の内容を確認していただき、各課の意見をいただくというものです。本件は各課との協議が済んでいるということで、11月10日付けで書類を受付しております。よって特段問題はないかと思われます。 (11番藤田農業委員) と言ひますのは。ちょっと内容を確認したら、これは地元も承諾はされておりますので、特に問題はないかと思ひますけども。この案件はですね、去年の令和4年第12回総会の第3条申請で■■■■が購入されたばかりなんですよね。そしてこれは田んぼを作るということでね。全体で■■■■ぐらいの田んぼを一括して買われたんですよ。そして農業を続けるということで買われておるんですけども、1年経ってすぐもう転売するような、土地転がしのような感じもするわけですよ。だからやっぱりこれは一種農地ですから、10ha以上ある農地っていうのは、我々農地を守るという立場からすると、やっぱり一等地の田んぼをね。家屋は隣り合わせですけども、なかなか転用するのはもったいないなという気もするんです。しかし、地元の方が承諾はされておりますので、それはそれで承認してもいいかなと思ひますけども、ちょっと参考のために意見を言わせてもらひました。

審議結果	許可相当
------	------

議案第 63 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	全体を均す程度の整地、表面はバラス敷き。		
進入口	申請地北側市道より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	砂利の流出を防ぐため進入路には張りコンクリートを施工。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、勾配により申請地内既存の水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	許可日から令和 6 年 4 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 本件につきましては、11 月 25 日に行政書士上村氏より現地で説明を受けました。周りは住宅と河川に囲まれており、計画通り施工されれば何ら問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。		
現地調査報告	(10 番農業委員：吉原委員) 12 月 7 日に現地調査を行い、その後検討を行いました。別段意見等は出ておりません。地元の [REDACTED] 地区の水利同意もいただいているということで、先ほど事務局から説明があったように計画通りに施工されれば、何ら問題はないかと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 63 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 67.49㎡ ガレージ 1棟 40.09㎡		
備考	売買		
造成	最大30cm程度の盛土工。最大30cm程度の切土工。		
進入口	南側市道より進入。		
土留め	東側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 北側、西側においては、隣接宅地の既設擁壁になげかけ。		
被害防除	特段の施工無し。		
雨水排水	申請地内に雨水桝、排水管等を設置し南側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年12月30日から令和6年3月31日まで		
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(14番農業委員：田中委員) 11月17日に現地にて■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■に説明を受けました。転用目的は一般住宅とガレージとなっております。本件につきましては、■■■■生産組合の同意もあり、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。		
現地調査報告	(18番農業委員：伏原委員) 12月7日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、計画通り施工がなされれば問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第63号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	■■■■■■■■■■		
地目、面積	■■■■■■■■■■		
権利内容	賃貸借権 (権利の存続期間：10年)		
借主 (発電者)	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	1種 (10ha以上の連担)
貸主	■■■■■■■■■■		

営農者	
転用目的 施設の概要	営農型太陽光発電設備の支柱等設置 (令和 15 年 12 月 31 日までの一時転用)
備考	議案第 62 号第 6 項及び第 7 項と関連。 隣接原野 19 m ² を含め、計画面積は ■■■■ m ² となる。
造成	特段の施工なし。
進入口	北側市道からの進入。
土留め	特段の施工なし。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	主に自然流下。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで (パネル等設置工事)
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	<p>【前回許可からの変更点】 (許可期間の変更について) 令和 5 年 6 月 30 日付け 5 飯農第 254 号-39 にて一時転用期間 3 年で許可を受けていたが、令和 5 年 11 月 20 日付けで営農者である ■■■■が認定農業者の資格を取得したことにより一時転用期間を 10 年に変更するため新規で申請を行うもの。 ※一時転用期間の変更については、従前の許可を取り消す必要はありませんが、計画変更ではなく新規の一時転用許可を受けることとなっております。 (許可面積の追加) 第 6 発電所 (■■■■) 及び第 8 発電所 (■■■■) の追加。</p> <p>【パネル下部での営農について】 (第 1~9 発電所) 作付予定作物：水稻 単収見込み (kg/10a)：384 kg (第 10、11 発電所) 作付予定作物：サカキ 単収見込み (kg/10a)：45.9 kg</p> <p>【太陽光パネル概要について】 設置枚数：2,640 枚 (設備本体の基礎杭：798 本) パネル面積：5,148 m²</p>

	<p>【発電について】</p> <p>最大電力：1,082.40kW(0.410kW×2,640枚)</p> <p>※借主（発電者）は、令和4年2月18日付20231026九州再太変第2号にて再生可能エネルギー発電事業計画の許可を取得済。</p>
<p>地区推進委員報告</p>	<p>(26番推進委員：佐野委員)</p> <p>本件につきましては、本年度、営農型太陽光発電設備で許可を受けておりましたが、許可期間の延長および許可面積の追加を新規の申請にて行うとのことです。地元■■■■生産組合の同意も得ておりますので、事務局説明通りの施工および営農であれば問題ないと思います。</p>
<p>現地調査報告</p>	<p>11月27日の県との現地調査及び11月28日の執行部による検討会について報告。特に問題なし。</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>令和3年に営農型太陽光発電設備についてということで、農業委員会から配られた内容もちよっと調べさせていただいたんですけど、実は12月5日の日本農業新聞に営農型太陽光発電の案件が大きく載っていたのを皆さんご存知だと思います。というのは、この営農型太陽光発電は農家にとっては土地からも収益が上がり、電気も売れてバラ色みたいな形で書いてあったんですけど、あの日本農業新聞の記事を見ますと、営農計画について1年に一度報告をするというふうな内容になっているのが、日本全国で全然報告されてない案件が非常に多いとそういうふうな内容だったと私は記憶しております。それで、ここに書いてある作物が、水稻とかいうのは1年ですぐ大体内容がわかるんですけど、果樹とかサカキとかいうのは、いつになったら収穫して報告ができるのか。永年作物については全然違いますよね。45.9kgこれは植え付けてすぐの数字なのか。そういった営農計画書について、今後事務局並びにそちらの方できちんと審議をしていただくようにしないと、こんな3町以上も田んぼの中にずらっと太陽光発電が飯塚市内あっちもこっちもできてくるようであれば、上の電気の方で儲かったら下の営農の方は、気持ちがおろそかになる部分が人間あるんじゃないかなと思いますので、営農計画書、そういった部分をしっかりといただきたいということで、もしそういうのが開示されるのであれば、委員の皆様にも示していただきたいと思います。私の質問は、資料に書いてあるサカキ、植えてすぐ取れるかどうか知りませんが、単収見込み45.9kgとはいつの数字なのか教えていただきたいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>様式に従い計画書が提出されておまして、植栽が来年の2024年になります。収穫につきましては7年後、植栽からいくと6年後の2029年に収穫予定となっております。</p> <p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>そしたらこの7年後の販売金額とかそういったのも計画書の中には当然出ているのですかね。</p> <p>(事務局)</p>

	<p>販売金額については記載事項ではありませんので、申請書の方には記載はございません。</p> <p>(17 番農業委員：小山委員)</p> <p>分かりました。今後そういった計画書が出てきた場合については、計画書の部分を委員の皆さんに出していただきたいと、この営農型太陽光発電についてだけ、お願いしたいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>今後、皆様に資料として提供したいと思います。</p>
審議結果	許可相当

議案第 64 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	244,347.56 m ²		
	畑	540.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	244,887.56 m ²		
作物別設定面積	水稲	(3 年以下)	126,281.00 m ²	51 件
		(6 年以下)	51,924.56 m ²	16 件
		(10 年以下)	22,138.00 m ²	5 件
		計	200,343.56 m ²	72 件
	野菜	(3 年以下)	38,472.00 m ²	8 件
		(10 年以下)	5,072.00 m ²	1 件
		計	43,544.00 m ²	9 件
	その他	(6 年以下)	1,000.00 m ²	1 件
		計	1,000.00 m ²	1 件
	計	(3 年以下)	164,753.00 m ²	59 件
		(6 年以下)	52,924.56 m ²	17 件
		(10 年以下)	27,210.00 m ²	6 件
		計	244,887.56 m ²	82 件
	第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
	補足説明	なし		
	質疑・意見	なし		
審議結果	決定			

議案第 65 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
-----	--	-------------	---

譲渡人	[REDACTED]	利用目的	水田及び畑作地として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和5年12月25日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

報告第35号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	2種
施設の概要	農業用倉庫		
利用状況	2a.未満の農業用施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第36号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月25日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和5年10月25日
結果	済		

報告第36号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月4日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年10月4日
結果	済		

報告第36号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年11月2日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年11月2日
結果	済		

報告第36号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年11月7日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和5年11月7日
結果	済		

報告第36号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年11月8日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年11月8日
結果	済		

報告第36号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月24日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年12月31日
結果	済		

報告第36号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年11月17日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和5年12月17日
結果	済		

報告第36号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年11月20日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和5年11月20日
結果	済		

報告第36号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年11月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年11月17日
結果	済		

報告第37号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済

